

新型コロナウイルス感染症の医療に当たる教職員に係る手当に関する特例を定める規程
(令和 2 年 5 月 2 6 日達示第 3 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。）の患者（同感染症に係る行政検査の対象者その他これらに相当する者として総長が別に定める者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に対する医療に当たる教職員について、手当を支給するための特例を定めるものである。

(手当の名称)

第 2 条 前条の手当の名称は、新型コロナウイルス対応手当とする。

(支給の対象)

第 3 条 新型コロナウイルス対応手当は、次の各号に掲げる教職員が、新型コロナウイルス感染症患者等の受入、診療、看護又は検査等（以下「支給対象業務」という。）に従事した場合に支給する。

- (1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成 1 6 年達示第 8 0 号。以下「給与規程」という。）第 5 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員
- (2) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成 2 6 年達示第 5 6 号）の適用を受ける教員
- (3) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成 1 8 年達示第 2 1 号）に定める特定有期雇用教職員
- (4) 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成 1 7 年達示第 3 7 号）に定める有期雇用教職員
- (5) 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成 1 7 年達示第 3 8 号）に定める時間雇用教職員

(支給額)

第 4 条 新型コロナウイルス対応手当の支給額は、支給対象業務を含む勤務 1 回につき 3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触する支給対象業務を含む場合は、4, 0 0 0 円）とする。

(支給)

第 5 条 新型コロナウイルス対応手当は、給与規程第 9 条第 1 項に定める支給日に、同条第 4 号に定める給与の支給の例により支給する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 2 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。